

別表5 修理基準

敷地	敷地の形状・境界 建築物の位置・種別	・維持修理。又は、履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する。
建造物	構造	・維持修理。又は、履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理。なお、復旧にあたっては伝統的構法とする。 ・旧状を損なわないよう、然るべき構造補強を図る。
	階数	・維持修理。又は、履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する。
	規模	・維持修理。又は、履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する。
	色彩	・維持修理。又は、履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する。
	屋根	・維持修理。又は、履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する。 ・既存の部材をできる限り再用する。 ・補足材は、可能な限り現状のものに合わせる。
	下屋	・維持修理。又は、履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する。 ・既存の部材を出来る限り再用する。 ・補足材は、できる限り現状のものに合わせる。
	木部 壁 開口部 基礎	・維持修理。又は、履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する。 ・既存の部材を出来る限り再用する。 ・補足材は、できる限り現状のものに合わせる。
	内部意匠	・内部を公開する場合に限り、維持修理、又は履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する。 ・既存の部材をできる限り保存活用する。
工作物	石段・石垣	・維持修理。又は、履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する。
	その他の工作物	・既存の部材をできる限り保存活用する。
環境物件	樹木・水路・古道等	・現状維持及び保全に努める。 ・原則、維持修理。又は、履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する。

※ 復原修理が困難な箇所については、修景基準を準用する。

※ 履歴が不明なときは、建築特性に準じる。

別表6 修景基準

		主屋	付属屋
建築物・工作物の位置、種別		・原則として、敷地の履歴、旧状を考慮した上、建築物・工作物の位置を決定する。	
建築物	構造	・真壁造とする。	・真壁造又は大壁造とする。
	階数	・二階建とする。	・二階建以下とする。
	規模	・間口5~5.5間、奥行8~9間程度とする。 (大土町は、間口4~5間、奥行8~9間程度とする。)	・周囲の伝統的建造物と調和のとれた規模とする。 ・同一敷地内の主屋の規模を上回らないものとする。
	高さ	・周囲の伝統的建造物と調和のとれた高さとする。	
	色彩	・周囲の伝統的建造物と調和のとれた色彩とする。	
	屋根	形式 ・切妻造または入母屋造の棟瓦葺きとする。全体を単純な形状とし、大棟は建物中心に設ける。 勾配 ・4寸5分~5寸程度とする。 入口方向 ・妻入とする。 材料 ・赤褐色系粘土瓦(隅切りおとし・四九判)とする。 ・瓦の形状や納まりは、周囲の伝統的建造物と調和したものとする。 棟石 ・棟石を据える場合は、凝灰岩のものを使用する。 煙出 ・設置する場合は、周囲の伝統的建造物の形式に倣う。 軒 ・軒の出(蟻羽)は900mm程度とする。 ・納まりは周囲の伝統的建造物と調和したものとする。 樋 ・設ける場合は銅製とし、形状については伝統的建造物と調和したものとする。	・切妻造の棟瓦葺きとする。全体を単純な形状とし、大棟は原則として建物中心に設ける。 ・4寸5分~5寸程度とする。 — ・一軒とする。漆喰仕上げのものは軒を鉢巻とする。 ・納まりは周囲の伝統的建造物と調和したものとする。
	下屋	配置 ・少なくとも妻面、および両平面の3面に連続して設ける。	・設ける場合は、周囲の伝統的建造物と調和のとれたものとする。
	木部	材料 ・屋根と同じ瓦を用いる。 勾配 ・4~4寸5分程度とする。 樋 ・屋根と同じとする。 ・素木またはベンガラ塗りとする。	・4~4寸5分程度とする。
	壁	・漆喰仕上げ、中塗り仕上げ、若しくは中塗り風仕上げのいずれかとする。 ・腰壁は下見板張り、または洗い出し仕上げとする。 ・妻壁は、束立・通し貫の形式とする。	・漆喰仕上げ、中塗り仕上げ、若しくは中塗り風仕上げのいずれかとする。 ・腰壁は下見板張り、または洗い出し仕上げとする。
	開口部	・周囲の伝統的建造物と調和のとれたものとする。	
工作物	建具	・最も外側に木製建具(雨戸)を設ける。 ・二階妻面には、中央部に左右対称の開口部を設ける。窓幅は一間程度とする。	・外側は木製とする。 ・住居とする場合は、開口部は極力減らすものとする。
	出入口	・玄関は妻側中央部に設ける。玄関ポーチは設けない。	・周囲の伝統的建造物と調和のとれたものとする。
	戸袋	・縦板張りとする。	・設けない
	庇	・周囲の伝統的建造物の形式に倣う。	
	雪廻い	・木製とし、周囲の伝統的建造物と調和のとれたものとする。	
	建築設備等	・建物周囲の道路から望見できる位置をさける。やむを得ず道路から望見できる場合は、塗装や囲いの設置等により周囲の景観と調和したものとする。	
	石垣、石積、石段	・原則として、周囲の形式と調和のとれたものとする。	
その他の工作物		・原則として、周囲の形式と調和のとれたものとする。	

※ 詳細が不明なときは、「別表4 特性表」を参考とする。

別表7 許可基準

建築物・工作物の位置、種別		・原則として、敷地の履歴、旧状を考慮した上、建築物・工作物の位置を決定する。
建築物	構造	・歴史的風致を損なわないものとする。
	階数	・原則として、二階建以下とする。
	規模	・周囲の伝統的建造物と調和のとれた規模とする。 ・付属屋は、同一敷地内の主屋の規模を上まらないものとする。
	高さ	・周囲の伝統的建造物と調和のとれた高さとする。
	色彩	・歴史的風致を損なわないものとする。
	屋根	・原則として、切妻造または入母屋造の棟瓦葺きとする。 ・勾配
	材料	・原則として赤褐色系粘土瓦とする。
	軒廻り	・軒の出と納まりは、周囲の伝統的建造物と調和したものとする。
	下屋	・主屋は原則として妻面及び平面に設ける。付属屋は一面のみに設ける、または設けなくてもよい。 ・配置
	材料	・歴史的風致を損なわないものとし、原則、屋根と同様の材料を用いる。
工作物	形式	・勾配、高さ、軒の出、材料、樋とも、周囲の伝統的建造物と調和したものとする。
	樋	・歴史的風致を損なわないものとする。
環境整備	外壁	・原則として、木製板張り、土壁仕上げなど、周囲の伝統的建造物と調和したものとする。
	開口部	・歴史的風致を損なわないものとし、位置、形状、形式、及び色彩は、周囲の伝統的建造物と調和したものとする。
	庇	・周囲の伝統的建造物と調和したものとする。
	建築設備等	・建物周囲の道路から望見できる位置をさける。やむを得ず道路から望見できる場合は、塗装や塀の設置等により周囲の景観と調和したものとする。
	石垣、石積、石段	・原則として、歴史的風致を損なわないものとする。
その他の工作物		・原則として、歴史的風致を損なわないものとする。
環境整備	自動販売機 屋外設備 屋外広告物	・自動販売機、ごみ収集箱、観光案内板などの道路占有物は、歴史的風致が損なわないものとする。 ・広告物は自家用広告に限るものとし、屋根上には設けない。
	土地の形状の変更	・変更後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。 ・空き地や法面などは、歴史的風致を損なわないものとする。
	車庫・駐車場等	・駐車場等の舗装をする場合は、茶色系のカラーコンクリート、洗い出し舗装、もしくは脱色アスファルト等、色彩に配慮する。 ・屋根付き駐車場は付属屋の許可基準に従う。
	木の伐採	・伐採後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。
	木の植栽	・空き地や法面などに植栽する場合は、歴史的風致を損なわないものとする。 ・外来種は用いない。
	土石類の採取	・採取後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。